

## はじめに

- 秀吉政権の拠点 大坂 京都
- 拠点とならなかった奈良に焦点→「ならかし」「奈良借」
- 主につかう史料  
『多聞院日記』→興福寺多聞院の日記 写本が伝存  
『庁中漫録』→奈良奉行所与力 玉井定時が中心 享保5年(1720)死去

## I 第一幕

- 落語家の祖 安楽庵策伝『醒睡笑』巻之一

【史料1】『醒睡笑』巻之一

秀吉公の御時、ならかしということあり、かしたるもの、もとを失墜せしうえに、なお放埒のはたらき罪科軽からずとて、ふたたび黄金を出させたまえば、

奈良かしやこの天下殿二重取ともかくにもねだれ人かな

→「ならかし」「奈良かし」

- 天正13(1585)9月 豊臣秀長 大和郡山城 大和大納言  
→奈良 南京奉行 井上源五
- 天正19年(1591)正月 死去
- 中世～秀吉時代の奈良→現在の奈良町を中心とした
- 奈良を舞台に一つの事件が起こる→興福寺多聞院の日記 『多聞院日記』  
・天正19年5月22日

【史料2】『多聞院日記』天正十九年五月二十二日条

京都において、こもり(子守)のもの、金商人殺しおわんぬ、

・天正19年6月25日

【史料3】『多聞院日記』天正十九年六月二十五日条

金商のものツノフリ(角振)衆一人香の池へ身を投げおわんぬと云々、

・天正19年7月4日

【史料4】『多聞院日記』天正十九年七月四日条

寺林の良心というもの、金につまり腹切りおわんぬ、

・天正19年7月23日

【史料5】『多聞院日記』天正十九年七月二十三日条

今井与介とやらん、女房・子指し殺し、腹切り、家に火をかけ死におわんぬ、  
(中略)  
金商に責め立てられ、せん方なくかくのごとし、

→金商(金商人)=金の売買や金銭の両替を行う一方で金融業者として貸借も行った商人  
・天正19年7月18日

【史料6】『多聞院日記』天正十九年七月十八日条

奈良中金商につき、迷惑におよぶゆえ、一揆起こると雑説、諸方震動、先年辰の年、  
土一揆起こる、当年六十年におよぶ、

→迷惑 一揆

・天正19年7月20日

【史料7】『多聞院日記』天正十九年七月二十日条

金商につき、奈良中迷惑のよし関白殿(豊臣秀吉)へ聞きおよばれ、かつうは三年  
のあいだ譴責止められると云々、

→関白豊臣秀吉の耳に

・天正19年8月23日

【史料8】『多聞院日記』天正十九年八月二十三日条

関白殿より金商につき馬借遣わされおわんぬ、今明日に御朱印下すと云々、  
まずもって奈良中安堵しおわんぬ、徳損の衆繁多、

→御朱印(朱印状)

・天正19年8月25日

【史料9】『多聞院日記』天正十九年八月二十五日条

和利付けの金銀米銭奈良中の分徳政遣わされおわんぬ、御朱印来る、今日  
手力雄に札打ちおわんぬ、  
(中略)  
金商衆は隙あけおわんぬ、

→徳政

【史料10】『多賀文書』

今度大和国奈良町中へ和利付に借し置く金銀米銭のこと、ことごとく棄破させられ  
おわんぬ、その段かたく申し付くべくそうろうなり、  
天正十九年八月廿四日 御朱印

・天正19年10月晦日

【史料11】『多聞院日記』天正十九年十月晦日条

奈良中金商人張本人ども中坊(井上源吾)に召し籠め、宿は検符せしめ、番を付け  
おわんぬ、

→金商張本人 召し籠め

## 2 第二幕

・天正20年(1592)4月29日

【史料12】『多聞院日記』天正二十年四月二十九日条

一揆の催しか、奈良中のものども、その後、高山において参会せしむ、種々堅固談合に  
およぶ、これは(井上)源五より金借催促と、

→一揆 井上源五 金借催促

・天正20年9月6日

【史料13】『多聞院日記』天正二十年九月六日条

奈良中諸事迷惑の段、大坂において直訴におよぶ、すなわち中源五・法印(一庵)夜前  
はや打ちにて呼びに来るあいだ、越されおわんぬ、中源は行方知らず、法印はもつての  
ほか御折檻と云々、

→大坂 直訴 法印(横浜一庵)=秀長重臣

・直訴の内容 金借の実態

【史料14】『序中漫録』天正二十年九月二日

一、大光院様(豊臣秀長)の御金五百枚あまりわり付に奈良へ御借しなされそうろう、  
すなわち毎月利平を銀子にて源五殿過分に御召しなされ、ならびに井上源五殿私の  
金二百枚あまり、これも大光院様御金と名づけ、奈良中へ御借付けそうらいて、これも  
過分の利平御取りなされそうろう、

→秀長の金500枚を借付け 利子 銀子

→井上源吾 私の金200枚 借付け 過分の利子 金商人と結託

・天正20年9月8日

【史料15】『多聞院日記』天正二十年九月八日条

奈良中のものども、京・堺・大坂にて金借衆ことごとく召し取り来るべしと御下知と云々、  
(中略)

直訴の様はことごとく地下人の勝ちと聞こえおわんぬ、

→直訴 地下人の勝ち

### 3 第三幕

・天正20年9月25日

【史料16】『多聞院日記』天正二十年九月二十五日条

奈良中の衆ことごとくもって京へ召し上ぐ、

→奈良中の衆 京へ

・天正20年10月9日

【史料17】『多聞院日記』天正二十年十月九日条

京において奈良衆ことごとく籠へ入れらる、少々は逃げおわんぬとて、また奈良中の女房・子共みなみな隠れおわんぬと云々、

→奈良衆 籠へ

・天正20年12月10日

【史料18】

【史料18】『多聞院日記』天正二十年十二月十日条

請け乞いの金、奈良中きつく申し付け、これを納めらると云々、不便のことなり、

→請け乞いの金

・井上源吾は以後も奉行に

【史料19】『駒井日記』文禄三年二月二十一日条

関白様(豊臣秀次)奈良にての御座所井上源吾所

### 4 「奈良借」「ならかし」

●「奈良借金銀の帳」

【史料20】『鹿苑日録』天正二十年九月二十四日条

大衆を集め玄以の甲第に遣わすなり、すなわち大納言殿の屋形において、一庵法印これをやとう、奈良借金銀の帳これを写すなり、けだし廿人余これあるといども、無筆の僧は帰るなり、

→所司代 前田玄以 大納言殿の屋形 一庵法印

→豊臣政権が関与していた

●「奈良借」

【史料21】『妙法院文書』(天正二十年)十月十日

一、今度奈良借について出しそうろう金銀これらをも右の船の用に入ることそうらわば、相渡すべきこと、

→船(安宅船) 文禄の役につかう船  
・秀長自身も金借

【史料22】『多聞院日記』天正十七年十月五日条

奈良中へは大納言殿(豊臣秀長)より金子一枚を代米四石づつにして、一万石ばかり町々へ借用、押してかくのごとし、金は来年春取るべきよしなり、

・奈良衆の願い 「京大坂なみ」

【史料23】『序中漫録』天正二十年九月二日

右条々の趣上聞に達せられ、奈良町のこと、京大坂なみに諸事仰せ付けられ下されそうらわば、かたじけなかるべくそうろう、今の分にては、南都の町人堪忍なり難く存知そうろう、(中略)此旨御取成奉願存候、以上、

(天正二〇年)

九月二日 奈良惣中

木下半介殿

山中橋内殿

→徳政 「かしかりを平らかひとしく」 「ならず」

【史料24】『塵塚物語』巻四

天下のかしかりを平らかにひとしくせさせ給ふ御法

## おわりに

●奈良の願い 「京大坂なみ」 格差是正

→豊臣政権の時代には実現せず

→城下町 郡山への優遇

→寛永10年(1633) ようやく屋地子が免除

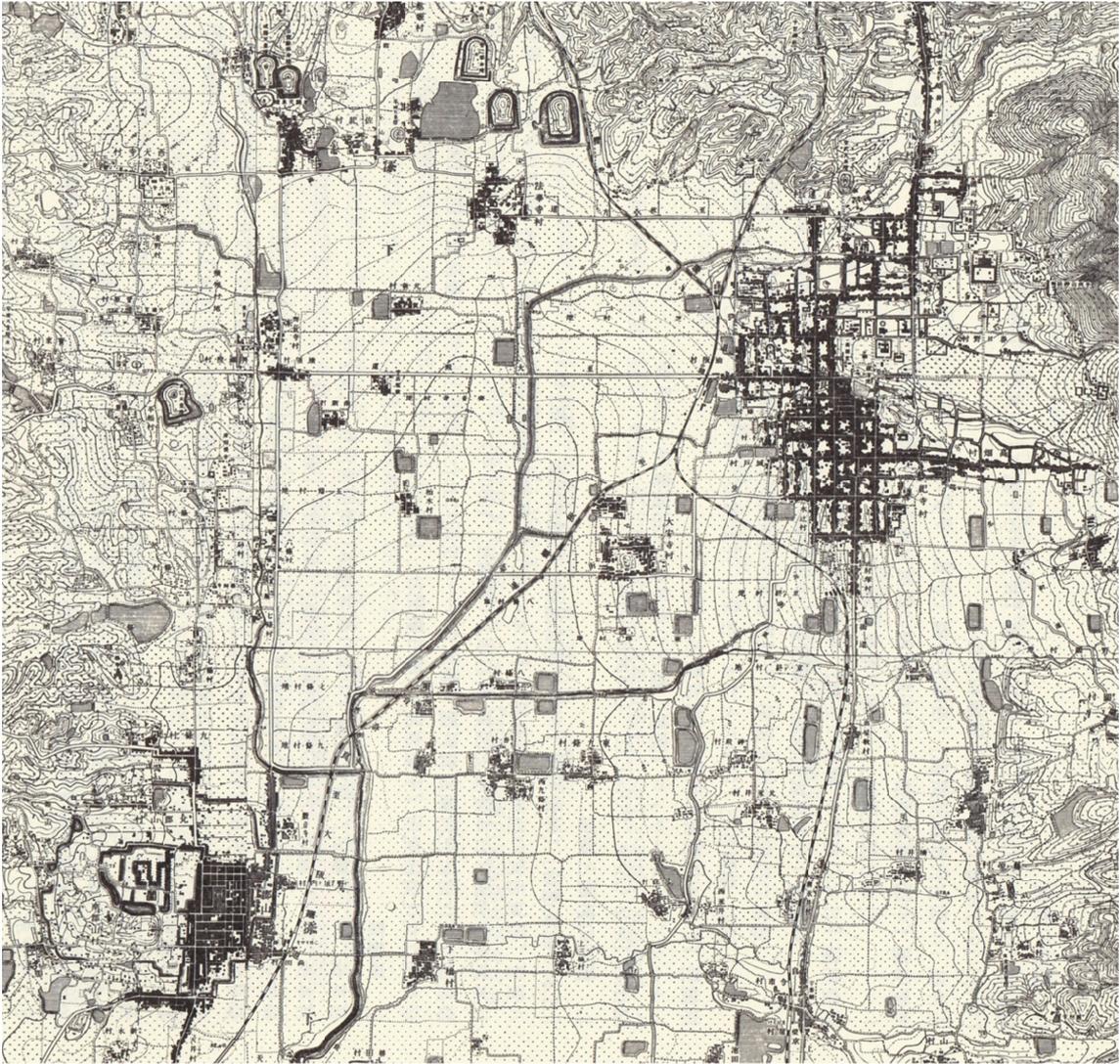
## 【参考文献】

河内将芳『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、2000年

シンポジウム「多聞院英俊の時代」実行委員会編『多聞院英俊の時代—中世とは何であったか—』2001年

河内将芳『落日の豊臣政権』吉川弘文館、2016年

河内将芳『図説 豊臣秀長』戎光祥出版、2025年



明治十八年測量大日本帝国陸地測量部二万分の一